

指定訪問看護事業者 指定申請の手引き

1 指定要件の概要

訪問看護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。（※例外あり、「指定基準の例外」を参照）

(1) 都道府県の条例で定める者（法人）であること。

営利法人、非営利法人を問わず、法人格を有していれば要件を満たすこととなります。ただし、法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

(2) 人員基準を満たすこと。

【訪問看護ステーションの場合】

①管理者

・事業所ごとに、常勤・専従の管理者（保健師又は看護師）を置かなければなりません。ただし、管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。

②看護職員

・保健師、看護師又は准看護師が、常勤換算方法（従業者の勤務延時間数を常勤従事者が勤務すべき時間数で割る方法。小数点2位以下切捨て）で2.5人以上置くことが必要です。
※ 看護職員のうち1人以上は常勤でなければなりません。

③理学療法士又は作業療法士

・事業所の実情に応じて適当数を配置すること（配置しないことも可能）。

【医療機関（病院又は診療所）の場合】

・訪問看護の提供にあたる看護職員を適当数配置すること。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

①設備基準

【訪問看護ステーションの場合】

・事務室のほか、受付・相談スペース（プライバシーに配慮されていること、2階以上に設ける場合はエレベータ等を設置すること）、手指洗浄設備（感染症予防のため）等の設備及び備品等を備えること。（健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションとの共用は差し支えありません）

※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も、設備基準は同じです。

【医療機関（病院又は診療所）の場合】

・訪問看護の事業を行うために必要な専用の区画を設けること。ただし、訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば差し支えありません。
・設備及び備品等については、医療機関における診療用に備え付けられたものを使用することができます。

②運営基準

運営基準については、「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号）」及び「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年茨城県規則34号）」を参照してください。

※ 指定基準の例外について

・医療みなしについて

訪問看護の事業を行うためには、上記の人員、設備及び運営基準を満たした上で、介護保険法に基づく申請をして指定を受けることが必要ですが、健康保険法により「保険医療機関」の指定を受けた病院・診療所については、訪問看護事業所の指定があったものとみなされ(以下「医療みなし」という。)、申請は不要となっています。

なお、医療みなしは、特段の申出により辞退することができますが、医療みなしを辞退した場合、介護保険での訪問看護を行うためには、改めて申請をして指定を受ける必要があります。

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等と併せて指定を受ける場合の人員基準の例外

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が、訪問看護事業所の指定を併せて受け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の人員基準を満たし、かつ、同一事業所において一体的に運営されている場合は、訪問看護事業の人員基準を満たしているとみなされます。

2 申請の流れ

- ・申請から指定までの標準処理期間は30日です。事業開始予定日の30日前までに、申請書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場合、審査できません。
- ・申請受付後、審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。
- ・書類に不備がある場合等は、審査期間が30日を超える場合があります。
- ・申請に修正しがたい不備がある場合、または指定が適当でない認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。
- ・介護保険サービスの実施にあたって、所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で、申請書類を提出してください。

3 申請に必要な書類

指定訪問看護事業者に係る指定の申請を行う場合は、次の書類を茨城県知事に2部提出します。書類は原則としてA4判で統一してください。

- (1) 指定居宅サービス事業者指定申請書（様式第1号）
- (2) 付表3 訪問看護・介護予防訪問看護事業者の記載事項
- (3) 添付書類
 - ①申請者の登記事項証明書又は条例等

登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく訪問看護事業（介護予防訪問看護事業を実施する場合にはあわせてその旨）を実施する旨が規定されていることが必要です。

②申請者の組織体系図（申請者である法人の組織体系図）

事業所等が複数ある場合は、その全てが記載されたものを添付してください。

③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）

管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。

④職員の資格証の写し及び雇用関係を確認できる書類

資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。（資格証写しの裏面に本人の署名、押印が必要です。）また、従業員（常勤・非常勤問わず）について、雇用契約書、辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。

⑤事業所の平面図（参考様式3）及び写真

用途、面積、備品の配置等を明示したA4判又はA3判のものを添付してください。既存の平面図があれば、それに加筆して提出しても差し支えありません。

事業所の外観及び内部（用途ごと）の状態が分かる写真を添付してください。

事業所が賃借物件である場合には、賃貸借契約書類の写しを添付してください。

⑥運営規程

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

⑦利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式6）

⑧事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書

（ただし、法人の会計年度で作成する場合は、当該介護保険事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。）

⑨損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写し等）

⑩誓約書（参考様式7。介護予防訪問看護の場合にあつては、参考様式8）

⑪従業員一覧表（参考様式15）

常勤・非常勤にかかわらず雇用関係のある全ての従業員を記載します。

⑫返信用の封筒（250円分の切手を貼付け、返信先の事業所名、所在地等を記載したA4判の書類が折らずに入る定形外の封筒）

⑬介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）

(4) 指定介護予防訪問看護の指定を同時に受ける時の特例

指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合、指定介護予防訪問看護事業者の申請に係る書類は、(1)、(2)、(3)の⑩を除き省略することができます。（省略できない書類は、4部作成することになります）

4 その他

(1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分御理解のうえ取り組まれるようお願いいたします。

※ 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>)等を御参照ください。

(2) 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」(<http://www.wam.go.jp/>)でも提供されていますのでご参照ください。

(3) 事業者の指定等に関する様式は茨城県ホームページの下記アドレスからダウンロードできますのでご活用ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/kurasu/fukushi-kosodate/kaigohoken/index.html>

5 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部 長寿福祉推進課 介護保険指導・監査担当

TEL 029-301-3343, FAX 029-301-3348

※ 事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、上記の問い合わせ先にてお受けしますが、その場合は必ず電話により予約をしたうえでお越しください。

なお、申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解願います。(不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。)